

つながり

第8号

— 定着支援センターだより —

発行：三重県地域生活定着支援センター

2015. 7. 1

もくじ

- 1、救護施設居宅生活訓練事業について・・・寄稿 長谷山荘 高山宗仙氏
- 2、やらねばならないことは山ほどある・・・三重県社会福祉士会々長 貴島 日出見
- 3、Aさん就職おめでとう！・・・三重県地域生活定着支援センター
- 4、障害者差別禁止法について・・・三重県地域生活定着支援センター 伊藤稔

1 救護施設から地域に

「救護施設居宅生活訓練事業について」

社会福祉法人 敬愛会

救護施設 長谷山荘

高山 宗仙

「救護施設」というと、よく知らない人が多いかと思います。生活保護法で「救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設とする」と規定されています。つまり生活保護を受けていて自力で生活していけない人のための施設であり、年齢や障害の種別は問いません。私が勤務する長谷山荘にも実に様々な人が入所されており、刑務所からの出所者は現在 8 名在籍しています。

障害者支援施設や精神科病院と同様、救護施設からも地域生活移行される方がいらっしゃるのですが、突然環境が変わることにより後で問題が発生するケースが少なくありません。私達の施設では平成 26 年 10 月より「居宅生活訓練事業」を開始し、課題解決に取り組むこととなりました。施設外に一軒家やアパート等の訓練用住居を確保し、原則 1 年間の予定で利用者に生活訓練を受けってもらうのです。食事の準備や金銭管理、公共交通機関の利用等の訓練項目があり、夜間は特別なことがない限り利用者だけで過します。訓練終了後は居宅生活へと移行し、就労して生活保護から脱却してもらうのが理想とされていま

す。訓練対象者は現在のところ2名ですが、そのうちのお1人であるFさんは平成26年の春に刑務所を出所された方です。

当然のことですが、救護施設の利用者である訓練対象者は皆それぞれにニーズを抱えています。しかも生活の場が施設から訓練用住居に変わり、夜間職員がいなくなることによって行動が読めなくなってきました。訓練開始後に気付かされるニーズも多いです。Fさんの場合、過去に窃盗を繰り返していたのですが、現在も出どころのはっきりしない金銭を持っていることがあります。また、独り暮らしの経験があるから自力で十分生活できると言われていたのですが、訓練を始めてみて実際にはできないことがたくさんあることがわかってきました。

勿論、この事業自体に大きなリスクがあるのであって、どの利用者が訓練対象者になってもリスクがなくなることはありません。日頃からトラブルに見舞われる覚悟はしておかなくてはならないし、想定できるリスクには対処法を考えることが必要です。正直なところ、支援している側としてはしんどいと思うことも少なくありません。しかし、福祉の仕事は他人の人生を左右してしまうことが多々あり、対応のしかたによっては他人の人生を無茶苦茶にしてしまいかねません。リスクの大きい事業であるからこそ、常にそのことを忘れず、心を大きく持って職務に取り組んでいきたいです。



2 「やらなければならないことは山ほどある」

三重県社会福祉士会 会長 貴島日出見

今年2月に川崎市で発生した中学1年生男子の殺害及び遺体遺棄事件、同じく川崎市で5月に発生した簡易宿泊所の火災による多数の生活保護受給者の焼死事件、6月に報道された下関市の障害者施設での虐待事件、社会に大きな反響を与える事件が後を絶たない。高齢者分野・障害者分野・児童分野・地域福祉分野等でソーシャルワーカーとして活動する我々社会福祉士にとって、無力

感を感じさせられ、打ちのめされるような事件が続いている。これらの事件にはそれぞれ別の理由や原因があるのだが、どうしてもっと心ある関係者が関われなかったのかという後悔の念が付きまとう。

ソーシャルワーカーは人と環境の相互作用の理解の上に立ち、クライアントが環境における適切な資源にアクセスし、それを調整・活用することにより均衡のある調和を図ることができるように、クライアントのエンパワメントを促進し支援することとされている。地域社会のつながりの希薄化や制度の谷間に落ちている人々の存在が可視化されていないと現状を嘆く前に、社会福祉士には公認されたソーシャルワーカーとして、地域社会や社会的弱者へのアプローチに関してやらなければならないことがたくさんあるのではないかと思う。今でも殺害された中学1年生の現場には花が絶えないと報道されている、焼け出された被災者への支援は行政が迅速な対応をしようとしている、虐待を行った職員は逮捕された。社会にはエンパワメントされる余地も余力も充分にある。私たちが前を向いてクライアントとその環境に関わり続けよう。

以前、三重県健康福祉部におられて現在厚生労働大臣の秘書官をされている吉田一生さんが、厚生労働省の仕事紹介のパンフレットで「やらなければならない事は山ほどある」と結んでおられた。全く同感である。



3 Aさん就職おめでとう！

三重県地域生活定着支援センター

あなたに初めて会ったのは、あなたが15歳の時でした。幼い顔立ちのあなたを、とてもかわいく思えたことを覚えています。しかし、なかなか、住むところを見つけることが難しく、しかも一度見つかったと報告した後で断られたと告げなければならないこともあり、あなたをずいぶん苦しめることもありました。あなたは、すこしうつ的な症状も示して、私もすまない気持ちでいっぱいだったこともありました。

そのなかでも、あなたが、これからは私たちの近くで住むと言ってくれたことは、本当にうれしいことでした。

住むところと通う高校、それに生活費と、乗り越えるべきハードルはいくつもありましたが、本当に多くの人々の親切ややさしさに助けられました。多くの人が、あなたと会うと、これは助けなければ、と思ったものでした。あなたも、くじけずに高校に進学するために一生懸命に勉強していると聞き、心が洗われる思いがしました。

そして、高校に通いだし、あなたは朝早くに家を出て、ほとんど休むことなく学校に通い続けました。私が学園祭に行くと友達を紹介してくれました。たくさんのお友達ができていることを知り、本当にホッとしました。

あなたは家族とはほとんど交流のないまま過ごしてきました。しかし、周りには多くのお父さんやお母さん、それにお兄さんやお姉さんがいました。学校からの帰りには私の事務所にもよく立ち寄ってくれました。その人懐っこさで多くの人から好かれました。

いろいろな出来事もありました、定期券を無くしたと連絡があったこと、車にはねられ病院に急いで連れて行ったこと、それに、やはりしっかり叱らなければならないこともありました。それでも、親代わりの方が入院した時にはすぐにお見舞いに駆けつける、保護司さんの亡くなったことを聞きつけると、私たちがなにも言わなくてもお悔みに駆けつけていました。意外に社会性の高いところがあって、バイト先でも可愛がられたのはそのためでもあると思います。

そして、めでたく高校を卒業して、就職しました。本当におめでとう。

私たちの定着支援センターはフォローアップを業務としていて、社会に復帰した人が安定するように支えているのですが、A くんなどの経過を見ますと、これはなにか仕事ではなく、こちらが何かを提供するものでもなく、一つの家族が育ちあうような、そんな素晴らしさを感じています。

A さん、本当にありがとうございました。しかし、これからも目は離しませんから、よろしくお願いします。



4 障害者差別解消法が来年2016（平成28）年4月1日から施行されます。

三重県地域生活定着支援センター
伊藤 稔

この法律は、国連の障害者の権利条約を我が国が批准した（2014年2月）ことを受けて、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられます。同時に「障害者雇用促進法」の改正も行われ、「募集・採用・待遇において差別を禁止するとともに、障害でない者との均等な機会を確保するため、事業主に対し、施設の整備を含む『障害の特性に配慮した必要な措置』を義務付けました。こちらも2016（平成28）年4月1日から施行され、さらに2018年4月からは精神障害者の雇用も法的な義務になります。

障害者差別解消法にいう「障害者」（障害児）の定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」としています（第2条）。「その他の心身の機能の障害がある者」のなかに、障害手帳を持たない難病のある者や性同一性障害の方もこの法律の対象になる可能性があるようです。

また「社会的障壁」を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行その他一切のもの」と定義（第2条）し障害者の生活に支障をもたらすバリア全般を意味しています。

この新しい法律は、行政機関による障害者に対する「差別的取扱い」を禁止し、また「社会的障壁の除去」を実施するための合理的配慮を要求しています。民間の事業者に対しては障害者に対する「差別的取扱い」を禁止していますが、「社会的障壁の除去」の方は努力義務にとどまっています。それ故に、行政機関は来年2016（平成28）年4月1日に向けてその準備と対応に忙しい状態です。

さて、この障害者差別解消法並びに「障害者雇用促進法」の改正は私ども定着支援センターが対象とする人たちや業務にどんな影響が生じるのでしょうか。ここからはイメージ（想像）で文を紡いでいきます。

① 矯正施設においても「障害の特性に配慮した必要な措置」が行われるのだろうか。例えば、房内はどうか。トイレは障害者対応で手すり等が設置される

か。作業場はどうか。

そもそも行政施設ではないから配慮する義務はないのだろうか？

- ② 認知症高齢者もこの法律の対象者になるのだろうか？
- ③ 障害者で且つ矯正施設出所者にも差別なく雇用が促進されるのだろうか？
- ④ 住む場所と収入を得る手段が獲得されれば、ひとまずは再犯に走らないと言われますが、帰住する場所の選択肢は、救護施設やグループホーム、サ高住、有料老人ホーム、アパートなど様々であっても、実際の選択肢は少ない。敷金や保証金を求める事業者もある。元々、住む場所がない、お金が無い、身寄りがないなどのないないづくしの方たちが大半で、そこからが支援のスタートになる。そして、矯正施設のなかでいるよりも、地域のなかで生きていくことの方がよいのだとあっていただき、それこそ“定着”していただくようはたらきかける、その相互のやり取りのなかですべてが込められている。

(編集後記)

27年4月に三重県定着支援センターは6年目を迎えました。皆様の力添えをいただき、これまで多くの方について、矯正施設からの退所に当たって支援してまいりました。入所施設から、精神病院から、と地域への移行は福祉支援の大きな柱になっております。矯正施設からもその中の一つですが、今回はそれに加えて、救護施設からの地域移行についての寄稿をいただきました。

また、本年3月5日の当センターが三重県及び津保護観察所とともに開催した講演会には多数ご出席賜りありがとうございました。厚く御礼申し上げます。今後ともこうした講演会を企画いたしたく存じますので、よろしくお祈りいたします。



定着支援センターだより「つながり」
発行：三重県地域生活支援センター
〒514-0003
三重県津市桜橋2丁目131
三重県社会福祉会館5階
TEL:059-221-1025・1026 FAX:059-229-1314